

議案第20号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月3日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、給料表及び扶養手当の支給額の見直し等を行うため、本案を提出するものであります。

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第9項中「別表第1の給料表の適用を受ける者でその属する職務の級が5級であるもの」を「別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級であるもの（以下「行(1)5級職員」という。）」に改める。

第6条の2中「別表第1の給料表の適用を受ける者のうち4級以上の職務の級にあるもの」を「別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）及び行(1)5級職員」に改める。

第7条第1項中「すべての職員（別表第1の給料表の適用を受ける者で5級の職務の級にあるもの」を「職員（行(1)5級職員」に改め、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円（行(1)4級職員にあつては、3,000円）とし、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円とする。

第7条第4項中「（前項ただし書の規定の適用を受ける子を除く。）」を削る。

第8条の3第1項中「別表第1の給料表の適用を受ける者で4級以上の職務の級にあるもの」を「行(1)4級職員、行(1)5級職員」に改める。

第17条第2項の表中「行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）」を「行(1)4級職員」に、「行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級である職員（以下「行(1)5級職員」という。）」を「行(1)5級職員」に改め、同条第5項中「給料表でその職務の級が2級以上である職員並びに」を「別表第1に定める行政職給料表(1)又は別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が2級以上であるもの及び」に改め、同条第8項に次の1号を加える。

(4) 第11条の規定により給与を減額された期間については、その全期間

別表第1再任用職員以外の職員の部150の項から153の項までを削り、同表備考第2項中「181, 200円」を「182, 700円」に改める。

別表第1の2再任用職員以外の職員の部262の項から273の項までを削る。

別表第3中「30キロメートル」を「35キロメートル」に改める。

## 付 則

### (施行期日等)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第17条第8項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

### (扶養手当に関する経過措置)

- この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第7条第3項の規定の適用については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」とあるのは「前項第1号」と、「1人につき6,000円」とあるのは「10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、「9,000円」とあるのは「7,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については10,000円）とし、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族1人につき6,000円」とする。

### (号給の切替え)

- 平成29年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受けていた職員で、職務の級が1級である者の切替日における新条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて次の表に定める号給とする。

旧号給	新号給
行政職給料表(1)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が150から153まで	149
行政職給料表(2)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が262から273まで	261

### (旧号給を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

5 付則第3項の規定により新号給を定められた職員のうち、切替日以降にその者受ける給料月額が切替日の前日においてその者に適用されていた職務の級の号給の給料月額に満たないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(初任給、昇格、昇給の基準)	(初任給、昇格、昇給の基準)	
第4条 省略	第4条 省略	
2 ) 省略	2 ) 省略	
8	8	
9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級であるもの(以下「 <u>行(1)5級職員</u> 」といふ。)には適用しない。	9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1の給料表の適用を受ける者(うち4級以上の職務の級にあるもの)には、その職務の特殊性に基づき、規則で定めるところにより給料の特別調整額を支給する。	規定の整備
(給料の特別調整額)	(給料の特別調整額)	
第6条の2 別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級であるもの(以下「 <u>行(1)4級職員</u> 」といふ。)及び行(1)5級職員については、その職務の特性に基づき、規則で定めるところにより給料の特別調整額を支給する。	第6条の2 別表第1の給料表の適用を受ける者のうち4級以上の職務の級にあるものには、その職務の特殊性に基づき、規則で定めるところにより給料の特別調整額を支給する。	同上
(扶養手当)	(扶養手当)	
第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員(行(1)5級職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)に対して給料の支給方法に準じて支給する。	第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員(別表第1の給料表の適用を受ける者で5級の職務の級にあるもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)に対して給料の支給方法に準じて支給する。	同上
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	
(1) 省略	(1) 省略	
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	同上
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	規定の追加

(4) 省略	3 同上	号の繰下げ
(5) 省略	3 同上	扶養手当の月額の改定
(6) 省略	3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については、 扶養親族については1人につき6,000円（行(1)4級職員にあ る扶養親族については、3,000円）とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親 族については、1人につき6,000円とする。ただし、職員に 配偶者がない場合には、満22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子のうち1人については、13,500 円とする。	扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については、 13,500円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親 族については、1人につき6,000円とする。ただし、職員に 配偶者がない場合には、満22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子のうち1人については、13,500 円とする。
(3) 省略	4 扶養親族たる子で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 扶養親族にかかる子」という。)がいる場合における扶 養手当の月額は、前項の規定にかかるわらず、当該特定期間にある 子1人につき、同項の規定による扶養手当の月額に4,000円 を加算した額とする。	4 扶養親族たる子（前項ただし書の規定の適用を受けれる子を除 く。）で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳 に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特 定期間にかかる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額 は、前項の規定にかかるわらず、当該特定期間にある子1人につき、 同項の規定による扶養手当の月額に4,000円を加算した額と する。
(4) 省略	5 (住居手当)	(住居手当)
(5) 省略	6 第8条の3 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）であ る職員（行(1)4級職員、行(1)5級職員、再任用職員及び任期付短 時間勤務職員を除く。）のうち、満34歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間にある者で、自ら居住するための住宅（賃 間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用 料を含む。）を支払っているものに支給する。	第8条の3 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）であ る職員（別表第1の給料表の適用を受ける者で4級以上の職務の 同上級にあるもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。） のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある者で、自ら居住するための住宅（賃間を含む。）を借り受け、 月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払ってい るものに支給する。
(6) 省略	7 2 省略 3 省略 (期末手当)	2 省略 3 省略 (期末手当)
(7) 省略	8 第17条 省略 (期末手当)	第17条 省略 (期末手当)
(8) 省略	9 第17条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職 員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第 9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得 た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職 員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第 9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得 た額とする。

職員の区分	割合		
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合
行(1)4級職員	省略		
行(1)5級職員	省略		

3 省略  
 4 省略  
 5 別表第1に定める行政職給料表(1)又は別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が2級以上であるもの及び規定で定める職員については、前項の規定にかかるもの及び規定で定める合計額に、同項に規定する職務の合計額の月額及びこれに対する地域手当の月額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の区分に応じて規則で定める職員の月額の20を超えない範囲内で定める職員の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を前項の期末手当基礎額とする。

6 省略  
 7 省略  
 8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。  
 (1) { 省略  
 (3) }

職員の区分	割合		
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合
行(1)4級職員	省略		
行(1)5級職員	省略		

職員の区分	割合		
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である職員(以下「行(1)4級職員」という。)	省略		
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級である職員(以下「行(1)5級職員」という。)	省略		
3 省略 4 省略 5 給料表でその職務の級が2級以上である職員並びに規則で定める職員については、前項の規定にかかるわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を前項の期末手当基礎額とする。	同上		
6 省略 7 省略 8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。 (1) { 省略 (3) }	次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。		

(4) 第11条の規定により給与を減額された期間については、その

全期間

9 省略

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)  
行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	149	324,300				
再任用職員						省略

備考

1 省略  
2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず182,700円とする。

3 省略

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)  
行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	261	323,200			
再任用職員					省略

9 省略

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)  
行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	149	324,300				
再任用職員						省略

備考

1 省略  
2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず181,200円とする。

3 省略

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)  
行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	149	324,300			
再任用職員					省略

在職期間の除算規定の追加

<u>266</u>	324,700			
<u>267</u>	325,000			
<u>268</u>	325,300			
<u>269</u>	325,600			
<u>270</u>	325,900			
<u>271</u>	326,200			
<u>272</u>	326,500			
<u>273</u>	326,800			
再任用職員		省略		

備考 省略

別表第3 (第8条の2関係)

自転車等の片道の使用距離の区分	手当の額(円)
25キロメートル以上	省略
35キロメートル未満	省略
35キロメートル以上	

備考 省略

別表第3 (第8条の2関係)

自転車等の片道の使用距離の区分	手当の額(円)
25キロメートル以上	省略
30キロメートル未満	省略
30キロメートル以上	

#### 付 則

(施行期日等)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第17条第8項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。(扶養手当に関する経過措置)
- この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第7条第3項の規定については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」とあるのは「前項第1号」と、「1人につき6,000円」とあるのは「10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、「9,000円」とあるのは「7,500円(職員に配偶者がない場合には、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については10,000円)」とし、同項第3号から第6

号までに掲げる扶養親族1人につき6,000円とする。

(号給の切替え)

- 3 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受けていた職員で、職務の級が1級である者との切替日における新条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けたいた号給(以下「旧号給」という。)に応じて次の表に定める号給とする。

旧号給	新号給
行政職給料表(1)の適用を受ける職員で、職務の級が 1級である者の号給が150から153まで	149
行政職給料表(2)の適用を受ける職員で、職務の級が 1級である者の号給が262から273まで	261

(旧号給を受けていた期間の通算)

- 4 前項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

- 5 付則第3項の規定により新号給を定められた職員のうち、切替日以後にその者の受け取れる給料月額が切替日の前日においてその者に適用されていた職務の級の号給の給料月額に満たないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

## 議案第20号資料2

### 職員の給与に関する条例の主な改正概要

平成28年東京都人事委員会勧告を踏まえ、次のとおり改定する。

#### 1 初任給（平成29年度から実施）

人材確保の観点から、大学卒程度の初任給を1,500円引き上げ、国と同額の182,700円に改定する。

#### 2 給料表（平成29年度から実施）

上位級との職責差の適正な反映の観点から、東京都に準拠し、1級の号給を次のとおり改定する。該当号給が適用されている職員については、現給保障を実施する。

行政職給料表(1) 150号給から153号給までの4号給を削除

行政職給料表(2) 262号給から273号給までの12号給を削除

#### 3 扶養手当（平成29年度から実施）

国及び東京都内の民間事業所における配偶者に係る手当をめぐる状況等を総合的に勘案して、次のとおり改定する。

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
配偶者	係長職以下	13,500円	10,000円	6,000円
	課長職		8,000円	3,000円
子		6,000円	7,500円	9,000円
	特定期間	10,000円	11,500円	13,000円
欠配一子		13,500円	10,000円	9,000円 (子の区分を適用)
	特定期間	13,500円 (特定期間の加算なし)	11,500円 (子の特定期間と同額)	13,000円 (子の区分を適用)
父母等	係長職以下	6,000円	6,000円	6,000円
	課長職			3,000円

※ 欠配一子に係る取扱いは平成30年度に廃止し、以後は子の区分を適用

## 平成28年 国及び東京都の勧告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率(引上げ額)	0.17% (708円)	改定なし	改定なし
初任給	上級職 182,700円(1,500円) 中級職 178,200円(1,500円) 初級職 146,100円(1,500円)	182,700円(1,500円) 156,100円(改定なし) 144,600円(改定なし)	182,700円(1,500円) 156,100円(改定なし) 144,600円(改定なし)
勤勉手当の引上げ支給月数	0.10月 (4.30月)	0.10月 (4.40月)	改定なし (4.30月)
実施時期	例月給 平成28年4月に遡及して実施 特別給 平成28年12月支給の勤勉手当に遡及して実施	改定なし(初任給は平成29年4月から実施) 平成28年12月支給の勤勉手当から実施	改定なし(初任給は平成29年4月から実施) 改定なし

※ 勤勉手当の引上げ支給月数( )は、期末・勤勉手当の年間支給月数

## 議案第20号資料4

## 26 市給与改定の状況

平成29年2月10日現在

市名	勤勉手当 引上月数	扶養手当		備考
		平成29年度	平成30年度	
小金井市	改定なし	都準拠	都準拠	
八王子市	0.10月	一部独自	都準拠	子:7,700円 欠配一子(特定期間):11,700円
立川市	0.10月	一部独自	一部独自	【平成29年度】 子:9,400円、欠配一子:12,400円、その他:8,000円(課長職3,000円) 【平成30年度】 配偶者:7,000円、子:9,150円、欠配一子:10,700円、その他:7,000円
武蔵野市	0.10月	都準拠	都準拠	
三鷹市	0.10月	都準拠	都準拠	
青梅市	0.10月	未定		
府中市	0.10月	未定		
昭島市	0.10月	未定		
調布市	0.10月	未定		
町田市	0.10月	都準拠	都準拠	
小平市	0.10月	都準拠	都準拠	
日野市	0.10月	未定		
東村山市	0.10月	都準拠	都準拠	
国分寺市	0.10月	都準拠	都準拠	
国立市	0.10月	一部独自	一部独自	【平成29年度】 配偶者:11,000円(課長職10,000円)、欠配一子:12,000円、その他(課長職):5,000円 【平成30年度】 配偶者:8,500円(課長職6,500円)、欠配一子:10,500円
福生市	0.10月	都準拠	都準拠	
狛江市	0.10月	都準拠	都準拠	
東大和市	0.10月	都準拠	都準拠	
清瀬市	0.10月	都準拠	都準拠	
東久留米市	0.10月	都準拠	都準拠	
武蔵村山市	0.10月	都準拠	都準拠	
多摩市	0.10月	一部独自	都準拠	配偶者及び欠配一子:10,550円
稲城市	0.10月	都準拠	都準拠	
羽村市	0.10月	一部独自	都準拠	子:9,000円
あきる野市	0.10月	都準拠	都準拠	
西東京市	0.10月	都準拠	都準拠	

議案第20号資料5

職員の給与に関する条例の改正に係る影響額

(単位:千円)

年 度	扶養手当	その他の手当	年度計
平成28年度	0	0	0
平成29年度	60	33	93
平成30年度	△ 144	△ 81	△ 225
合 計	△ 84	△ 48	△ 132

※ 影響額は、各年度ともに平成28年4月1日現在との比較

## 議案第20号資料6

### 現在実施している給与減額措置の概要及び影響額

#### 1 特別職の給与について

##### (1) 概要

特別職の給料の減額措置を次のとおり実施

市長 平成28年4月1日から平成31年12月17日まで10%減

副市長及び教育長 平成29年1月1日から平成31年12月17日まで5%減

##### (2) 影響額

(単位：千円)

年 度	市長	副市長	教育長	年度計
平成28年度	△ 1,615	△ 134	△ 124	△ 1,873
平成29年度	△ 1,615	△ 691	△ 640	△ 2,946
平成30年度	△ 1,615	△ 691	△ 640	△ 2,946
平成31年度	△ 1,259	△ 538	△ 499	△ 2,296
合 計	△ 6,104	△ 2,054	△ 1,903	△ 10,061

#### 2 特別調整額について

##### (1) 概要

部長職及び課長職に支給している特別調整額の減額措置の期間を平成29年12月31日まで1年間延長

##### (2) 影響額

(単位：千円)

年 度	特別調整額	その他の手当	年度計
平成28年度	△ 2,221	△ 311	△ 2,532
平成29年度	△ 6,664	△ 1,000	△ 7,664
合 計	△ 8,885	△ 1,311	△ 10,196

議案第21号

小金井市福祉会館解体工事請負契約について

小金井市福祉会館解体工事施工のため、次のとおり請負契約を締結する。

平成29年3月3日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

- 1 契約の目的 小金井市福祉会館解体工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 137,160,000円  
(うち取引に係る消費税・地方消費税額10,160,000円)
- 4 契約の相手方 株式会社丸利根アペックス  
東京都三鷹市深大寺二丁目40番3号  
代表取締役 門田 康一
- 5 工期 契約確定日の翌日から平成30年2月20日まで

(提案理由)

小金井市福祉会館解体工事を施工する必要があるため、本案を提出するものであります。

議案第21号資料1

小金井市福祉会館解体工事

調　　書

1 工事件名 小金井市福祉会館解体工事

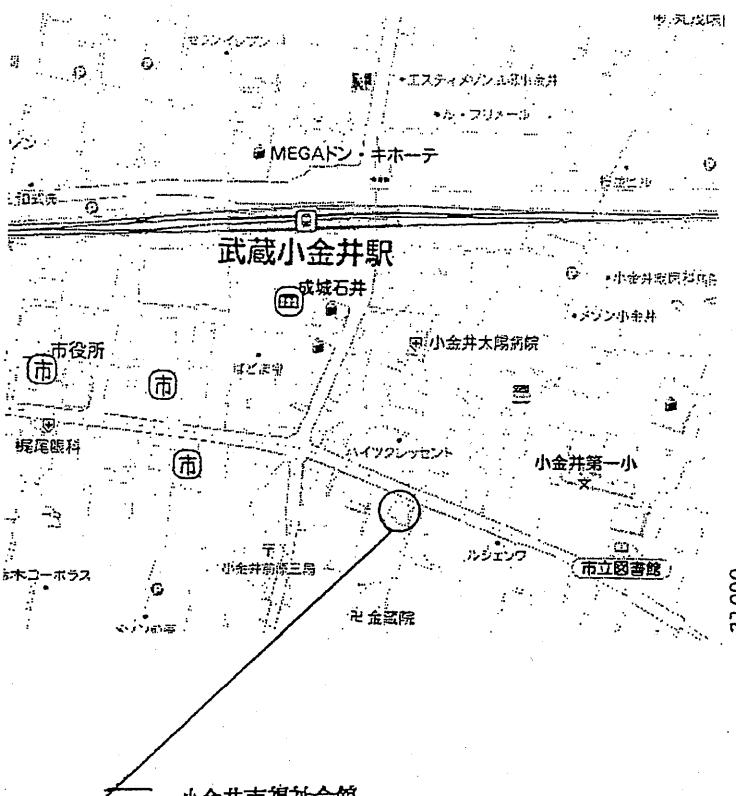
2 工事場所 小金井市中町四丁目15番14号

3 工事概要

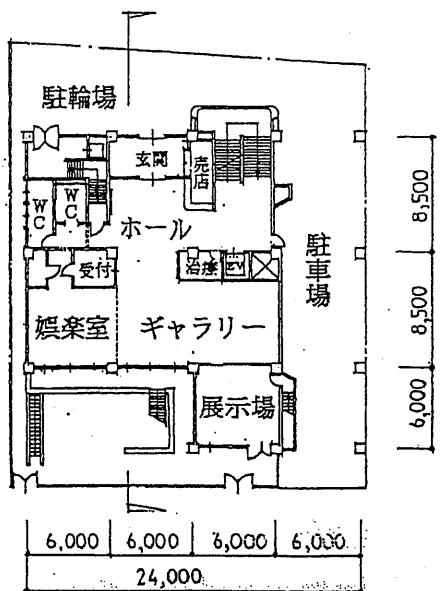
- (1) 仮設工事
- (2) 建物解体工事
- (3) 杭撤去工事
- (4) 外構・地下工作物等撤去工事
- (5) 埋め戻し・整地工事

4 解体する建物の概要

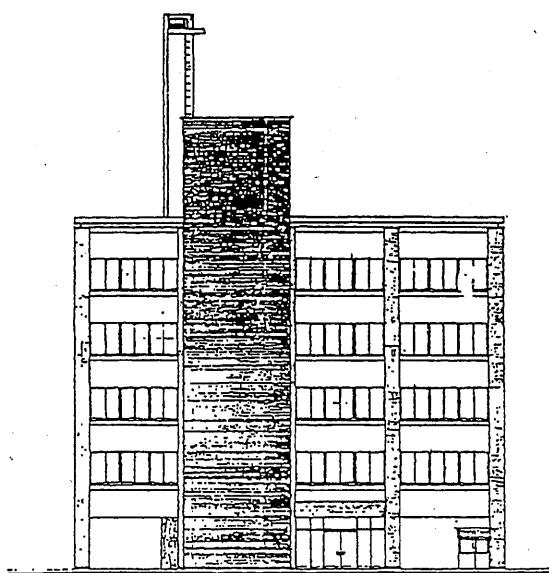
- (1) 構　　造 鉄筋コンクリート造
- (2) 階　　数 地上5階、地下1階
- (3) 建築面積 519m<sup>2</sup>
- (4) 延床面積 2,757m<sup>2</sup>



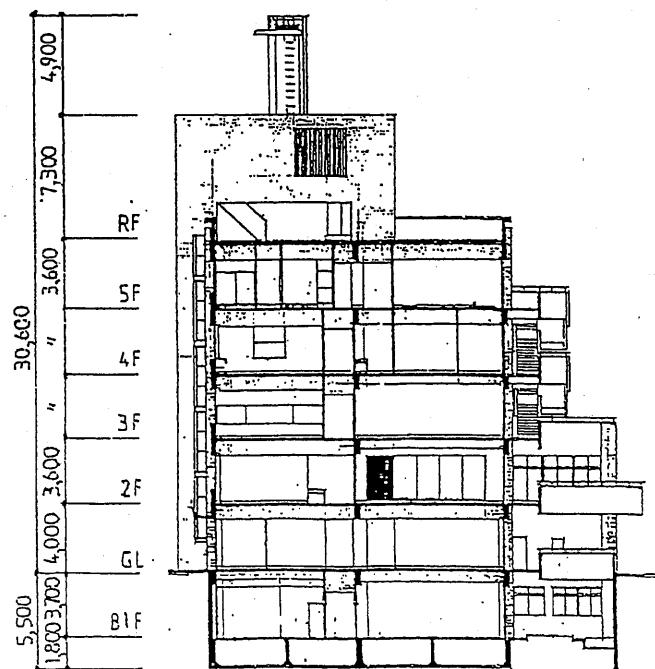
小金井市福祉会館  
小金井市中町四丁目15番14号



配置図 兼 1階平面図 S=1:500



北側立面図



断面図

## 小金井市福祉会館解体工事

## 参 加 業 者 一 覧 表

単位：千円

No	業者名	所在地	平成23年4月1日以降の工事主要実績			資本金
1	(有)栄組	国分寺市	警視庁単身者待機寮田無警察署旧誠和寮(27)撤去工事	警視庁	67,409	50,000
2	(株)高田工業	葛飾区	都立板橋高等学校(27)校舎棟・武道場解体工事	東京都	209,914	20,000
3	(株)関口興業	足立区	足立区立加平小学校旧校舎その他解体工事	足立区	258,113	50,000
4	春日解体工業(株)	足立区	北区役所別館解体工事	北区	39,560	30,000
5	(株)丸利根アペックス	三鷹市	東京都健康長寿医療センター(27)CD棟解体工事	東京都	332,996	21,000
6	(株)内村工業	新宿区	港区営住宅シティハイツ六本木等解体工事	港区	132,493	70,000
7	(株)明世建設	足立区	足立区立関原小学校旧校舎その他解体工事	足立区	111,579	20,000
8	新井工業(株) 東京支店	中央区	岩槻警察署旧庁舎解体工事	埼玉県	58,558	24,000
9	(株)未来	多摩市	都立小金井特別支援学校(27)校舎等解体工事	東京都	102,810	20,000
10	(株)入江土木 東京支店	町田市	平成24年度上溝高校本館その他除去工事	神奈川県	88,145	34,000
11	初谷建設(株) 東京支店	北区	池袋第二小学校解体工事	豊島区	103,095	30,000
12	(株)明幸	中野区	警視庁赤羽合同庁舎ほか撤去工事	警視庁	71,026	40,000
13	関東建設興業(株) 東京支店	台東区	東京都墨田都税事務所(26)解体工事	東京都	71,280	32,000
14	(株)栄伸建設工業	足立区	警視庁旧第四方面交通機動隊庁舎ほか撤去工事	警視庁	70,096	20,000
15	池田土木(株)	府中市	都営八王子中野町アパート(13、14号棟)除去工事	東京都住宅供給公社	195,167	22,000
16	田中建設工業(株)	港区	日本青年館等とりこわし工事	(独)日本スポーツ振興センター	953,640	48,000

## 議案第21号資料3

## 小金井市福祉会館解体工事

## 入札経過調書

入札予定価格事前公表 159,600,000円

No.	業者名	入札金額 (円)	結果
1	(有)栄組		辞退
2	(株)高田工業		辞退
3	(株)関口興業		辞退
4	春日解体工業(株)		辞退
5	(株)丸利根アペックス	127,000,000	決定
6	(株)内村工業	135,660,000	
7	(株)明世建設	135,660,000	
8	新井工業(株) 東京支店		辞退
9	(株)未来	143,600,000	
10	(株)入江土木 東京支店	157,000,000	
11	初谷建設(株) 東京支店		辞退
12	(株)明幸	143,640,000	
13	関東建設興業(株) 東京支店		辞退
14	(株)栄伸建設工業	143,640,000	
15	池田土木(株)	135,660,000	
16	田中建設工業(株)	129,750,000	

※ 予定価格・入札金額は、消費税・地方消費税抜きの金額である。また、契約金額は、入札金額に100分の8に相当する金額を加算したものである。

議案第21号資料4

契約の相手方の会社概要について

1 業者名

株式会社丸利根アペックス

2 所在地

東京都三鷹市深大寺二丁目40番3号

3 資本金

21,000千円

4 業種別年間総完成工事高

2,469,997千円（解体工事）

5 主要実績

(1) 東京都健康長寿医療センター（27）CD棟解体工事

332,996千円（平成27年度～平成28年度）東京都

(2) 暫定管理地建物等解体工事

144,426千円（平成24年度）三鷹市